和歌山県動物愛護管理推進計画(第3次)

改訂の 概要

1 計画の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県が地域の実情を踏まえて策定するもの

趣旨:長中期的目標を明確化し、基本的方針を体系的に記載対象:県民、動物取扱業者、関係団体、ボランティア、市町村、県

計画期間:令和5年度~令和14年度の10年間 (5年を目途に必要に応じ見直しを検討)

これまでの経過:平成20年3月 第1次計画

平成29年3月 第2次計画策定

2 計画改訂の背景

令和元年 動物の愛護及び管理に関する法律改正 (令和2年6月から令和4年6月にかけて段階的に施行)

R2.6 動物取扱責任者の資格要件の適正化

R3.6 犬猫等販売業者の飼養管理に係る数値基準、生後56日齢規制

R4.6 マイクロチップ装着の義務化

3 改訂のポイント

- ・法改正により犬猫等販売業者に新たに義務化された飼養 管理基準等が適正に遵守されるよう、監視指導を強化
- ・マイクロチップ制度の普及啓発
- ・災害時に備えるため、(公)和歌山県獣医師会※1、動物 愛護推進員、動物愛護団体等との連携を強化
- ・<u>不幸な猫をなくすプロジェクトの成果※2</u>を踏まえた 管理目標の設定
- ※1 大規模災害時における動物保護管理活動に関する協定を締結(R3.12)
- ※2 野良猫による生活環境被害及び猫の殺処分数の削減を目的に地域猫対策及び譲渡の推進を開始(H28)

4 計画の骨子

〈目指す姿〉「人と動物が共生する潤いのある社会」の実現

方針 I 動物の適正飼養と更なる推進

- 1. 終生飼養、所有明示、不妊去勢手術の普及
- 2. 地域猫対策の推進
- 3. 新しい飼い主を探す取組の推進
- 4. 特定動物の飼い主の社会的責任の明確化と指導
- 5. 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導

方針Ⅱ 県民及び動物の健康と安全の確保

- 6. 人と動物の共通感染症対策の推進
- 7. 災害への備え
- 8. 苦情等を減らす取組の推進

方針Ⅲ 連携と協働による推進体制の整備

- 9. 関係団体等との相互の連携
- 10. ボランティア活動の支援

主な進捗管理目標

- 1. 犬猫の収容数を令和9年度までに下限値と想定される220匹 (犬20匹、猫200匹)に減らし、以降、それを維持する
- 2. 収容した犬猫を元の飼い主に返還、もしくは、新しい飼い主 へ譲り渡す割合(返還譲渡率)を令和9年度までに犬90% 猫70%とし、以降、それを維持する
- 3. 1及び2により、<u>殺処分数※3</u>を令和9年度までに60匹程度 とし、以降、それを維持する。
- ※3 治癒の見込みがない病気等、譲渡することが不適切な個体と収容後の自然死の合計数

(令和3年度実績:収容数1,475匹、譲渡率犬90%猫60%、殺処分数 475匹)